

## 剰余金計算書・剰余金処分計算書の見直しに関するQ&Aについて

平成24年5月11日

このQ&Aは、平成23年度決算分から見直された剰余金計算書・剰余金処分計算書（以下、「計算書」という。）の作成にあたり、実務上疑義が生じうる点について見解を示したものである（このQ&A等に基づく記入例は別紙のとおり）。

なお、計算書の様式については、「各地方公営企業の実態に応じたより適切な表示のため、項目の名称の変更、項目の追加、資本の各項目を縦に並べる様式により作成すること等は差し支えないものであること」（平成23年8月30日付け総財公第103号総務副大臣通知）に留意すること。

### [凡例]

- ・法…改正後地方公営企業法
- ・令…改正後地方公営企業法施行令 ・旧令…改正前地方公営企業法施行令

### < 1. 直接補填 >

問1 直接補填を行った場合、計算書はどのように記載すべきか。

(答)

直接補填は期中の処理であるため、剰余金計算書において、「当年度変動額」欄の内訳として「除却損への補填」等の項目（行）を作成し、記載すべきである。

なお、平成24年度以降に行う直接補填は、条例又は議会の議決によらなければならないため（法§32③）、「当年度変動額」欄の内訳として「議会の議決による処分数」又は「条例第 条による処分数」等の欄を設けたうえで、その内訳として「除却損への補填」等の項目（行）を作成することも差し支えない。

### < 2. 剰余金処分計算書の作成 >

問2 「資本金」、「資本剰余金」、「未処分利益剰余金」いずれの処分も行わない場合、剰余金処分計算書の作成自体を省略することは可能か。

(答)

処分しなかったことを議会に対して示すため、剰余金処分計算書を作成しなければならない。

問3 欠損金の処理を行わない場合、欠損金処理計算書の作成自体を省略することは可能か。

(答)

処理しなかったことを議会に対して示すため、欠損金処理計算書を作成しなければならない。

なお、利益積立金をもって欠損金をうめる場合のように議会の議決等が必要ない場合であっても、欠損金処理計算書を作成しなければならない。この場合、「利益積立金繰入額」等の項目（行）を設けて記載すべきである。

### < 3. 記載方法 >

問4 剰余金について条例による処分を想定していない場合、剰余金計算書の「条例第 条による処分類」の項目（行）は削除してよいか。

(答)

差し支えない。

問5 剰余金計算書の「資本剰余金」の内訳項目（再評価積立金等）及び「利益剰余金」の内訳項目（減債積立金等）について、該当する内訳項目の剰余金が無い場合はその項目（列）を削除してよいか。

(答)

差し支えない。

問6 減資及び増資を行わない場合は、剰余金計算書の「資本金」の記載を省略してよいか。

(答)

資本金の額の減少は、事業規模の縮小等、地方公営企業の経営の基礎にかかわるものであることから、議会の関与を必要としている（法 § 32④）。当該資本制度の見直しの趣旨からすれば、資本金の額が変動しないことも含めて資本金の額の変動を議会に対して明らかにするべきであることから、「資本金」の記載を省略することは適当ではない。

問7 剰余金計算書及び剰余金処分計算書の「資本金」の内訳項目として、「自己資本金」及び「借入資本金」の項目（列）を設け、両者を区分して記載してよいか。

(答)

新会計基準による借入資本金制度の廃止を見据えた議会への説明が容易となること、減資の対象範囲が明確になることから、「自己資本金」と「借入資本金」を区分して記載することは差し支えない。

問8 平成23年度の剰余金計算書において、前年度処分額の項目（行）の内訳として、「法令による処分額」の項目（行）を設け、その内訳として処分内容を記載しても良いか。

（答）

平成23年度の剰余金計算書における前年度処分額は、平成22年度の決算段階における処分額を示すことになるが、旧法による剰余金の処分が想定されることから、「法令による処分額」等の項目（行）を設けることも差し支えない。

問9 議会の議決を経て、減債積立金をもって当年度未処理欠損金をうめる場合（令§24②）、計算書はどのように記載すべきか。

（答）

欠損金処理計算書において、「議会の議決による処分額」の内訳として「減債積立金からの繰入」等の項目（行）を設けて記載すべきである。

なお、当該記載は、翌年度の剰余金計算書（又は欠損金計算書）の「前年度処分額」欄に転記することとなる。

問10 剰余金計算書の「当年度変動額」に該当する事由にはどのようなものがあるか。

（答）

当該項目は、期中の処理として当年度中に変動した額を記載するものであり、補助金の受入、積立金の取崩、除却損への補填、補助金の返還、当年度純利益、当年度純損失、出資金の受入等が該当する。

また、会計基準の見直しを行った地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）による改正後の地方公営企業法施行令の適用前は、資本金に借入資本金が含まれるため、資本金の変動事由として企業債の借入、償還等も該当する。

なお、記載にあたっては、各地方公営企業の実態に応じた適切な名称の項目（行及び列）を設けることが適当である。

#### < 4. 様式番号 >

問11 剰余金計算書の様式番号は、別表第十二号でよいか。また、剰余金処分計算書の様式番号は、別表第十三号でよいか。

（答）

会計基準の見直しを行った地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）の施行後であっても、新会計基準の適用前は、別表第十二号及び別表第十三号のままであり、新会計基準の適用後は、別表第十二号は別記第十一号に、別表第十三号は別記第十二号になる。